ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた佐波川水系佐波川および島地川ダム【直轄管理区間】の基本的考え方（Ver.1.0）

策定　令和 6 年 12 月 5 日

本基本的考え方は、ドローン物流（ドローンを活用した荷物等配送）における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（国土交通省）」（以下、「ガイドライン」という。）を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

（基本的事項）

1. 関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html）や「ドローン情報基盤システム 2.0（DIPS2.0）」（https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/）も参考に、最新の情報を確認すること。

なお、佐波川水系佐波川および島地川ダム【直轄管理区間】においては、以下の区域において航空法によりドローン飛行を制限している。

・防府飛行場周辺の空域（航空法第 132 条の 85 第 1 項第 1 号）

【別紙－1「ドローン飛行制限区域図 佐波川水系【直轄管理区間】」参照】

・人口集中地区の上空（航空法第 132 条の 85 第 1 項第 2 号）

【別紙－1「ドローン飛行制限区域図 佐波川水系【直轄管理区間】」参照】

（河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応）

2. 河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空（河川区域内の上空）においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。

佐波川水系佐波川および島地川ダム【直轄管理区間】においては、以下の区域においてドローンの飛行を制限している。

【別紙－1「ドローン飛行制限区域図 佐波川水系【直轄管理区間】」参照】

ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地（民有地等）もあることから、土地所有者を確認すること。

（「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。）

山口河川国道事務所等が管理する河川区域内の土地については、以下の申請先に必要な手続きなど確認すること。

申請先：山口河川国道事務所河川管理課（電話番号0835－22－1890）
山口河川国道事務所佐波川出張所（電話番号0835－22－0898）
山口河川国道事務所島地川ダム管理支所（電話番号0834－67－2878）
（山口河川国道事務所の管理区間は別紙－2の地図のとおり）

また、河川区域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設（施設利用者を含む）への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所等や関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川事務所等から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

なお、河川への落下等の事故により河川管理施設及び水質等への影響が懸念される場合には、運航事業者等は河川事務所等と協議のうえ、速やかにドローン及び荷物等を回収しなければならない。また、河川管理施設及び水質等への影響がないと認められる場合においても、可能な限り落下等したドローン及び荷物等を回収するよう努めなければならない。

佐波川水系佐波川および島地川ダム【直轄管理区間】を所管する河川事務所等の連絡先は以下の通り。

連絡先：山口河川国道事務所河川管理課（電話番号0835－22－1890）
山口河川国道事務所佐波川出張所（電話番号0835－22－0898）
山口河川国道事務所島地川ダム管理支所（電話番号0834－67－2878）

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、河川事務所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

佐波川水系佐波川および島地川ダム【直轄管理区間】上空の飛行にあたっては、以下のウェブサイトで示す橋梁や送電線等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから確認すること。

河川横断工作物等の管理者：
http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/otheroffice.html#01_sabagawa
（河川横断工作物等の位置は別紙－3の地図のとおり）

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ラジコン飛行場等として利用されている場合にはラジコン等を飛行させる者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、河川事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

佐波川水系佐波川および島地川ダム【直轄管理区間】の河川区域内で開催されるイベント等情報については、以下の連絡先に確認し、情報把握を行うこと。

連絡先：山口河川国道事務所河川管理課（電話番号0835－22－1890）
山口河川国道事務所佐波川出張所（電話番号0835－22－0898）
山口河川国道事務所島地川ダム管理支所（電話番号0834－67－2878）
（山口河川国道事務所の管理区間は別紙－2の地図のとおり）

（飛行高さ及び運航調整）

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を

確保可能な高度で飛行すること。また、河川事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、河川事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、河川事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、河川事務所等からの調整に応じること。

（その他）

9. 各河川における情報提供など

山口河川国道事務所ホームページ： http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

・「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。

・「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。

・「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

別紙－1　ドローン飛行制限区域図 佐波川水系【直轄管理区間】

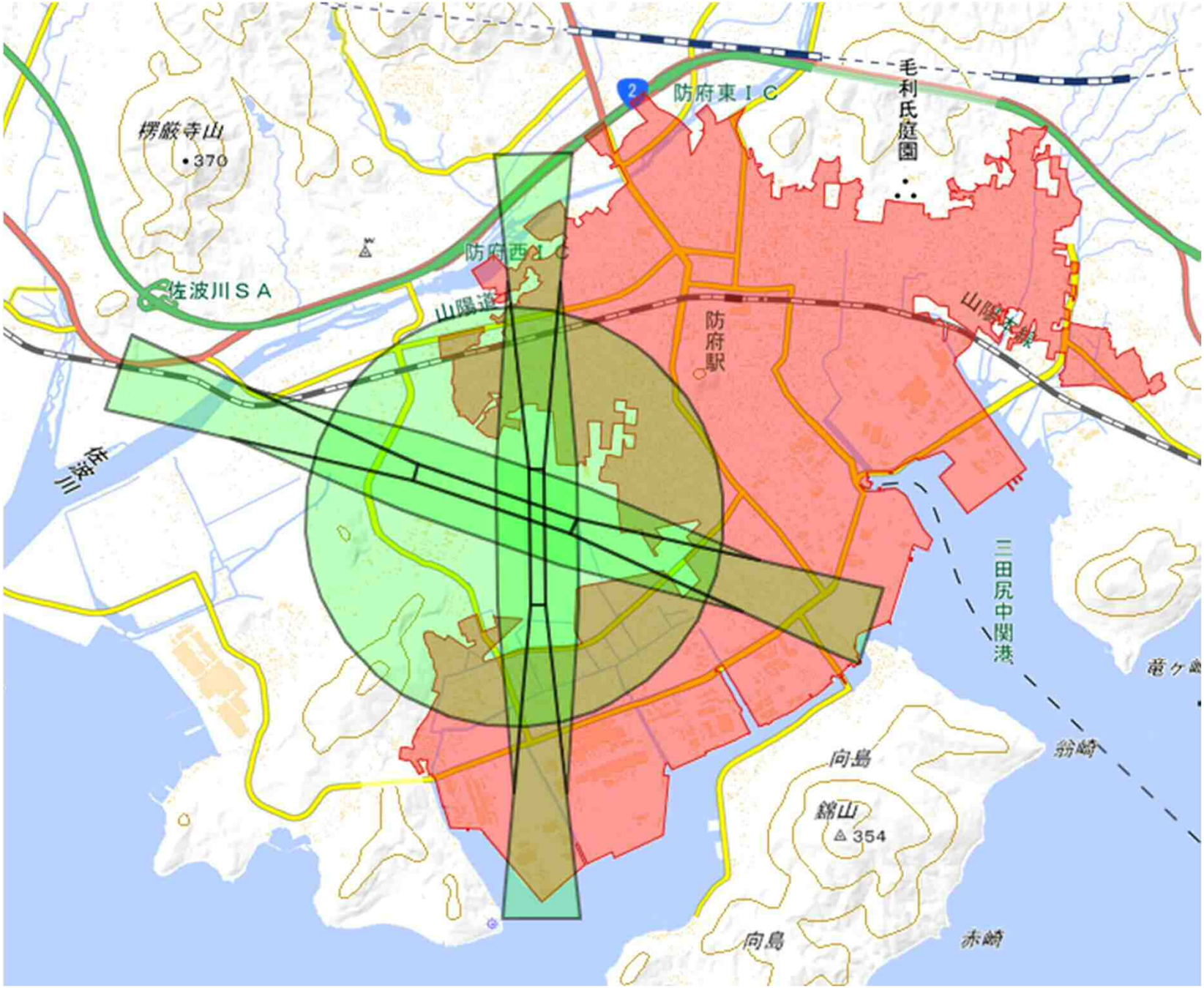

ドローン飛行制限区域
（防府飛行場）

ドローン飛行制限区域
（人口集中地区）

「出典：電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成」

別紙－２

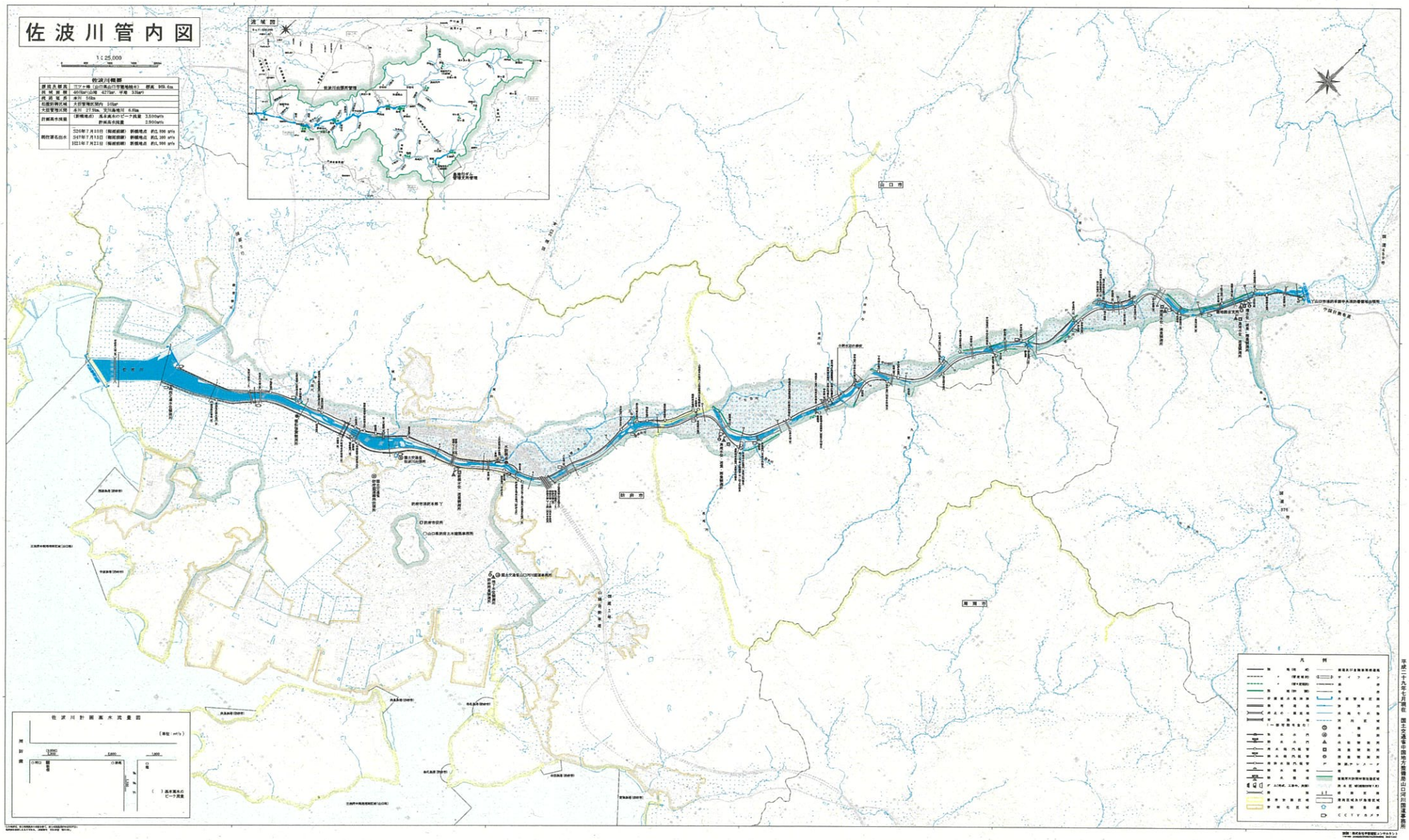

平成二十九年七月現在　国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所

島地川ダム（直轄管理区間）

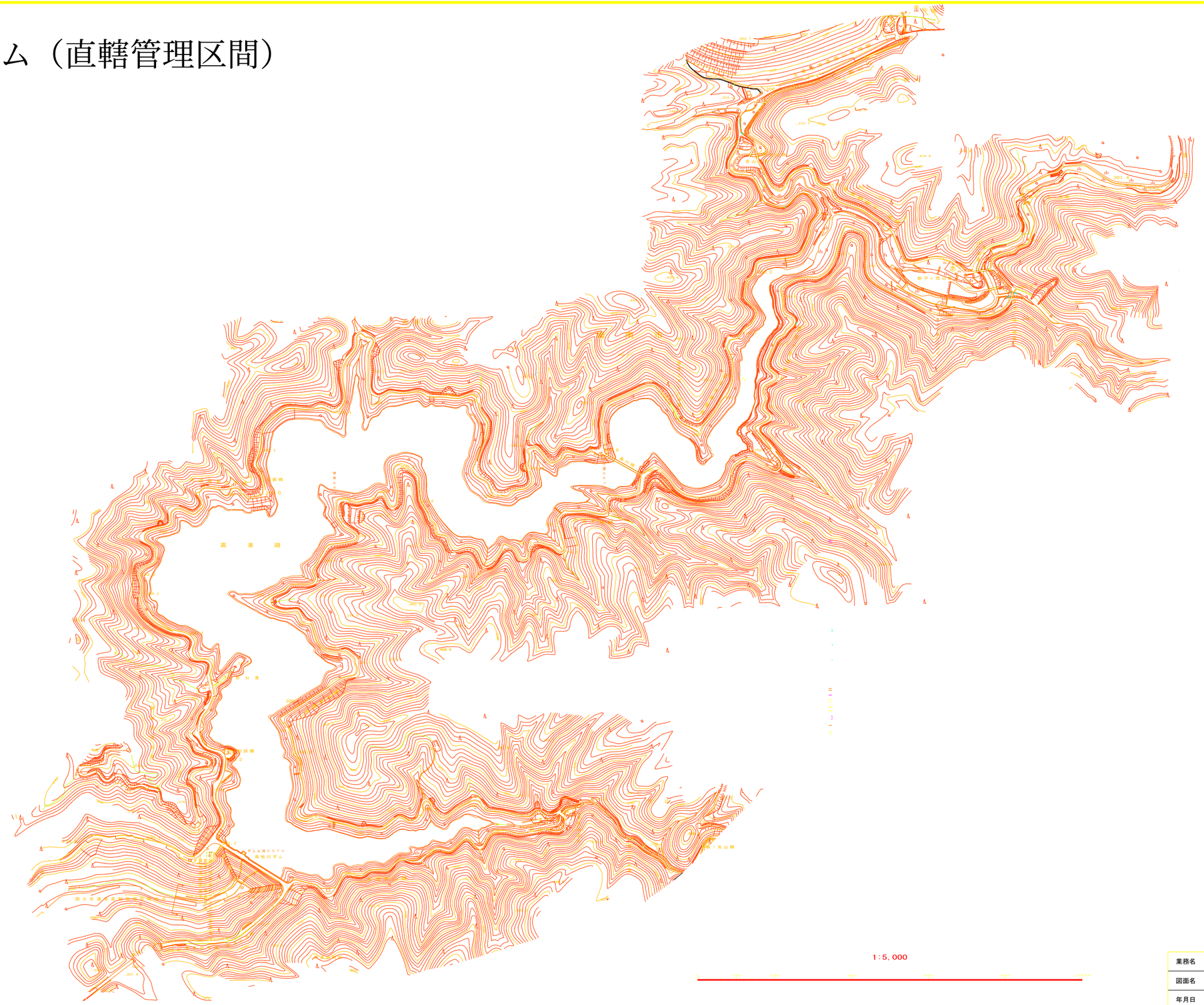

1：5，000

業務名	島地川ダム基準点外測量業務		
図面名	平面図		
年月日			
尺　度	１：５，０００	図面番号	業之内
会社名			
事務所名			

別紙－３

横断工作物位置図（佐波川水系）

図面番号１／２

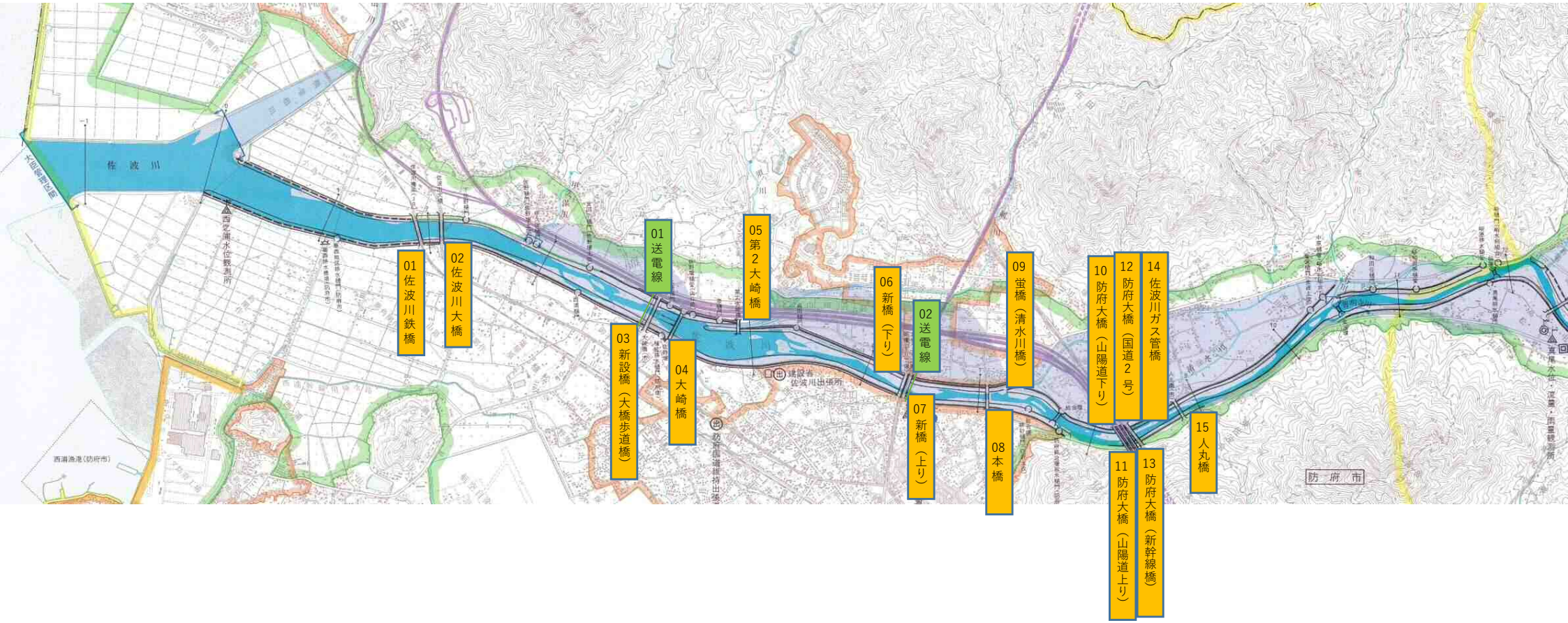

横断工作物位置図（佐波川水系）

図面番号２／２

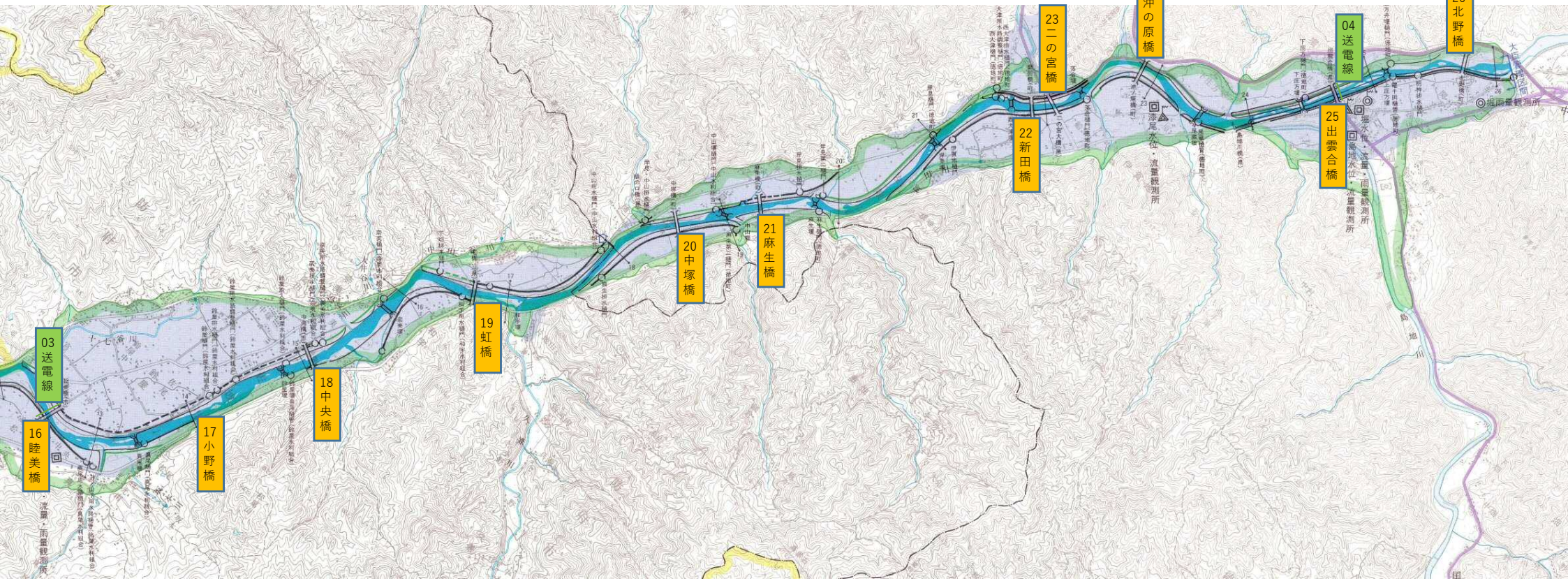

【佐波川水系】河川横断工作物一覧表（橋梁）

番号	河川名	名称	管理者	位置	河口または合流点からの距離（km）	備考
01	佐波川	佐波川鉄橋	JR西日本旅客鉄道(株)	左岸：防府市大字佐野字川開作地先 右岸：防府市大字植松字西開作地先	1.88	
02	佐波川	佐波川大橋	山口県	左岸：防府市大字植松字西開作地先 右岸：防府市大字佐野字川開作地先	2.10	
03	佐波川	新設橋（大崎歩道橋）	防府市	防府市植松地先	4.01	
04	佐波川	大崎橋	防府市	防府市植松地先	4.02	
05	佐波川	第2大崎橋	防府市	防府市大字大崎漆地先	4.83	
06	佐波川	新橋（下り）	山口県	左岸：防府市新橋町12－13地先 右岸：防府市大字高井字沖高井地先	6.34	
07	佐波川	新橋（上り）	山口県	左岸：防府市新橋町13－2地先 右岸：防府市大字高井字沖高井地先	6.36	
08	佐波川	本橋	防府市	左岸：防府市本橋町地先 右岸：防府市大字高井字沖高井地先	7.08	
09	佐波川	蛍橋（清水川橋）	国土交通省	防府市上右田地先	7.25	
10	佐波川	防府大橋（山陽道下り）	西日本高速道路（株）	左岸：防府市大字東佐波令字人丸地先 右岸：防府市大字上右田字上河原地先	8.26	
11	佐波川	防府大橋（山陽道上り）	西日本高速道路（株）	左岸：防府市大字東佐波令字人丸地先 右岸：防府市大字上右田字上河原地先	8.30	
12	佐波川	防府大橋（国道2号）	国土交通省	左岸：防府市大字東佐波令字人丸地先 右岸：防府市大字上右田字上河原地先	8.35	
13	佐波川	佐波川橋梁（新幹線橋）	JR西日本旅客鉄道(株)	左岸：防府市大字東佐波令字人丸地先 右岸：防府市大字上右田字上河原地先	8.42	

14	佐波川	佐波川ガス管橋	山口合同ガス（株）	左岸：防府市大字東佐波令字参の人丸下2853－1地先 右岸：防府市大字上右田字南上河原2229－1地先	8.45	
15	佐波川	人丸橋	防府市	左岸：防府市大字東佐波令字人丸地先 右岸：防府市大字上右田字上河原地先	8.85	
16	佐波川	睦美橋	防府市	左岸：防府市大字真尾字高松地先 右岸：防府市大字鈴屋字沖下地先	12.65	
17	佐波川	小野橋	防府市	左岸：防府市大字和字字井ノ山651番地先 右岸：防府市大字鈴屋字角頭3-1地先	14.10	
18	佐波川	中央橋	防府市	左岸：防府市大字和字292-1地先 右岸：防府市大字奈美302地先	15.02	
19	佐波川	虹橋	山口県	左岸：防府市大字和字10地先 右岸：防府市大字中山484-4地先	16.68	
20	佐波川	中塚橋	山口市	左岸：山口市徳地岸見字野尻地先 右岸：山口市徳地岸見字樋ノ口地先	18.56	
21	佐波川	麻生橋	山口市	左岸：山口市徳地岸見字麻生地先 右岸：山口市徳地岸見字土井地先	19.27	
22	佐波川	新田橋	山口市	左岸：山口市徳地伊賀地字船津中地先 右岸：山口市徳地堀字二宮地先	21.84	
23	佐波川	二の宮橋	山口市	左岸：山口市徳地伊賀地字船津地先 右岸：山口市徳地堀字二宮地先	22.02	
24	佐波川	沖の原橋	山口市	左岸：山口市徳地伊賀地字沖の原地先 右岸：山口市徳地堀字下庄方地先	22.90	
25	佐波川	出雲合橋	山口県	左岸：山口市徳地堀字西川地先 右岸：山口市徳地堀字上庄方地先	24.65	
26	佐波川	北野橋	山口市	左岸：山口市徳地堀字関地先 右岸：山口市徳地堀字北野地先	25.78	

※詳細については橋梁管理者に確認すること。

【佐波川水系】河川横断工作物一覧表（送電線）

番号	河川名	名称	管理者	位置	河口または合流点からの距離（km）	備考
01	佐波川	電力供給施設	中国電力ネットワーク株式会社 山口ネットワークセンター　所長	左岸：防府市大字植松付近 右岸：防府市大字大崎付近	3.9	
02	佐波川	電気通信設備	NTTコミュニケーションズ株式会社 ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑｻｰﾋﾞｽ本部	左岸：防府市新橋町2293番1地先 右岸：防府市大字高井205番地先	6.3	
03	佐波川	電力供給施設	中国電力ネットワーク株式会社 山口ネットワークセンター　所長	防府市大字鈴屋及び真尾地先	12.65	
04	佐波川	電気通信設備	NTTコミュニケーションズ株式会社 ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑｻｰﾋﾞｽ本部	山口市徳地大字堀地内	24.65	

※詳細については送電線管理者へ確認すること。

横断工作物位置図（島地川ダム）

【島地川ダム】河川横断工作物一覧表（橋梁）

番号	河川名	名称	管理者	位置	備考
01	島地川	国道３７６号	山口県	山口県周南市大字巣山地先	
02	島地川	黒川橋	周南市	山口県周南市大字巣山地先	
03	島地川	新平ヶ原3号橋	周南市	山口県周南市大字巣山地先	
04	島地川	新平ヶ原2号橋	周南市	山口県周南市大字巣山地先	
05	島地川	新平ヶ原1号橋	周南市	山口県周南市大字巣山地先	
06	島地川	島地川橋下り線	日本道路公団中国支社 小郡管理事務所	左岸 周南市大字巣山字川尻1027-7 右岸 周南市大字巣山字川尻1023-5	
07	島地川	島地川橋上り線	日本道路公団中国支社 小郡管理事務所	左岸 周南市大字巣山字出合1475-11 右岸 周南市大字巣山字川尻1019-1	

※詳細については橋梁管理者に確認すること。